名家連ニュース

令和７年９月18日（木）
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会 長　　池山　豊子
TEL/FAX(052)846-5576　NO.1059号

令和７年度　精神疾患の基礎知識講座　（2）

名家連主催の「令和７年度精神疾患の基礎知識講座（全３回)」第２回講座が９月１３日（土）に名古屋市総合社会福祉会館７階大会議室で開催されました。６８名の方が参加されました。

この連続講座を企画した動機は、「親亡き後」のお金の管理といっても、財産や家族構成などの状況は家族によって異なります。どの制度を利用するのか、どのような組織や専門家の支援を受けるのが、**「我が家に合った選択なのか？本人にとってふさわしい選択なのか？」**　という疑問を少しでも解決できれば…参考にできればとの思いでした。今回の講演会は三部構成としました。

第一部　「私のケース」　当事者のお話　ご両親を亡くされた後、親の財産を相続し、その財産を今後の生活の為に管理依頼を希望されている、そんな当事者の方から体験談を伺う。当日は当事者の方の体調が悪く欠席となりましたが、永らく支援をされている昭和区基幹相談支援センターの山本愛 相談員(PSW) さんから、ご両親が存命の頃から現在までのご本人の気持ち、 相続の進め方、ご本人の対応、今後の財産管理、困り事等々、代弁していただきました。「ご本人が支援してくれる人、組織とつながっていて、転機となる場面で手厚く支援を受けられたことが幸運だった。」「支援者と強くつながっていることが大切、救われる」という言葉が印象的でした。

第二部　「補佐類型、補助類型の実務的なお話を中心に」　岡田昌大 精神保健福祉士
成年後見制度の全体の話から始まり、後見人、補佐人、補助人は何をしてくれる人なのか説明がありました。補佐や補助の場合は当事者本人の同意する（権限の委譲）内容によって支援できる内容が違ってくるという事を強調されました。統計からは、成年後見制度利用の６割程が認知症、知的障害と統合失調症が１割程度だそうです。実際に岡田さんが受任している事例の話として、一般的に通常の後見事務を行った場合月額報酬は２万円程度との事。代理権や取消権によって、法的に守ったり、財産の維持や支払い手続き等、具体的な話を伺いました。

第三部　「安田 剛 弁護士からの助言 と 質疑応答」
第一部の「私のケース」の助言として、「相続者がご本人一人だったことは幸いでした。兄弟が複数の場合は法的な権限を持つ支援者が必要な場合もあります。」との指摘に考えさせられました。質疑応答では安田弁護士と岡田精神保健福祉士がそれぞれの領域で答えられることを丁寧に話され、お二人の誠実な人柄も感じました。

我が家に合った選択は何なのか？答えは未だ未だ出ない気持ちですが、当事者本人が幾つかの支援者とつながっていてくれることが大切と改めて感じました。

次回は、１１月８日（土）午前１０時～１２時、同じ会場で開催の予定です。

（文責：小島正嗣）